

令和4年7月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第6274号損害賠償請求事件、同第20524号共同訴訟参加事件、同第30356号共同訴訟参加事件、平成25年(ワ)第29835号共同訴訟参加事件

5 口頭弁論終結の日 令和3年11月30日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤は、東京電力に対し、連帶して、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 本件原告らの被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、本件原告らに生じた費用の55分の26と被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じた費用の22分の13を被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤の連帶負担とし、本件原告ら、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じたその余の費用と被告小森に生じた費用を本件原告らの負担とし、補助参加の費用は、これを22分じ、その13を東京電力の、その余を本件原告らの負担とする。

20 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

○目次

第1章 請求の趣旨及び事案の概要 19

　　第1節 請求の趣旨 19

　　第2節 事案の概要 19

第2章 前提事実 20

第1節 当事者等.....	20
第1 本件原告ら.....	20
1 原告ら.....	20
2 原告共同訴訟参加人ら.....	21
5 第2 被告ら.....	21
1 被告勝俣.....	21
2 被告清水.....	22
3 被告武黒.....	22
4 被告武藤.....	22
10 5 被告小森.....	23
第3 東京電力.....	23
第2節 東京電力の組織体制.....	23
第1 東京電力の組織の全体像（本部及び本店各部）.....	23
第2 東京電力において原子力発電に関連する業務を担当していた組織 ..	24
15 第3 東京電力における取締役等への職務権限の分配	24
1 取締役の職務権限分配の概要	24
2 各職位の役割や権限.....	25
(1) 社長	25
(2) 会長	25
20 (3) 副社長	25
(4) 担当役員	25
(5) 本部長	25
(6) 副本部長	26
(7) 本店部長	26
25 3 東京電力内部における職務権限の委任	26
第3節 規制機関等.....	27

第 1	原子力安全・保安院 (N I S A)	27
第 2	原子力安全委員会.....	27
第 3	独立行政法人原子力安全基盤機構 (J N E S)	28
第 4 節	関係法令等.....	28
5	第 1 原子力安全に関する法令等.....	28
	1 概要.....	28
	2 原子力基本法.....	29
	3 炉規法.....	29
	4 電気事業法.....	30
10	5 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	31
	6 原子力災害対策特別措置法	31
	第 2 基準等.....	32
	1 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	32
	2 バックチェックルール.....	32
15	第 3 原子力損害賠償制度.....	34
	1 概要.....	34
	2 原賠法.....	34
	第 5 節 福島第一原発の概要.....	35
	第 1 福島第一原発の施設の概要、規模、性能及び設置経緯等	35
20	1 福島第一原発の施設の位置、規模、性能及び設置経緯	35
	2 福島第一原発設置許可時の津波想定	36
	第 2 福島第一原発の原子炉施設.....	36
	1 原子力発電の仕組み.....	36
	2 福島第一原発の建屋等.....	37
25	(1) 原子炉建屋 (R / B)	37
	(2) タービン建屋 (T / B)	37

	(3) コントロール建屋 (C/B)	38
	(4) サービス建屋 (S/B)	38
	(5) 運用補助共用施設 (共用プール建屋)	38
	3 原子炉施設の安全を確保するための仕組み	38
5	(1) 原子炉施設の安全確保のための仕組みの概要.....	38
	(2) 止める機能 (原子炉停止機能)	39
	(3) 冷やす機能 (原子炉冷却機能)	39
	(4) 閉じ込める機能 (格納機能)	39
	(5) 福島第一原発各号機に設置された原子炉冷却設備.....	40
10	(6) ベント	46
	4 福島第一原発の非常用電源設備等	47
	(1) 非常用ディーゼル発電機 (非常用D/G)	47
	(2) 高圧電源盤 (M/C) 及びパワーセンター (P/C)	48
	(3) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所.....	49
15	(4) 直流電源	56
	5 福島第一原発における津波対策	58
	第6節 本件地震及び本件津波の概要.....	59
	第1 本件地震の発生.....	59
	第2 本件津波の発生.....	60
20	第7節 本件事故の概要.....	60
	第1 本件地震発生から本件津波襲来までの福島第一原発の状況	60
	第2 本件津波襲来後の福島第一原発の状況.....	61
	1 福島第一原発の浸水状況	61
	2 本件津波襲来直後の非常用海水系ポンプの状況	62
25	3 本件津波襲来後の非常用D/Gの機能の状況	62
	(1) 1号機	62

	(2) 2号機	63
	(3) 3号機	63
	(4) 4号機	64
	(5) 5号機	64
5	(6) 6号機	64
	4 本件津波襲来後の各号機のM/C及びP/Cの状況	65
	(1) M/C	65
	(2) P/C	65
	5 本件津波襲来後の各号機の直流電源及びその周辺機器の状況	65
10	(1) 本件津波による主な直流電源喪失	65
	(2) 主な直流電源喪失により、1号機、2号機及び4号機に生じた事態	67
	6 本件津波襲来後、本件事故に至るまでの状況	68
15	(1) 1号機	69
	(2) 2号機	71
	(3) 3号機	73
	(4) 4号機	75
	(5) 5号機及び6号機	77
	第8節 福島第一原発に係る津波に関する主な知見	78
20	第1 土木学会と津波評価技術	78
	1 土木学会	78
	2 津波評価技術	78
	第2 地震本部と長期評価	79
	1 地震本部	79
25	2 長期評価	80
	第3 長期評価の見解に基づく津波の試算等	81

1	明治三陸試計算.....	81
2	延宝房総沖試計算.....	82
3	貞観試計算.....	82
	第3章 爭点及び当事者の主張.....	82
5	第1節 本件の争点の概要等.....	83
	第1 本件の訴訟物及び請求原因の概要.....	83
	第2 被告らが東京電力に負う取締役としての善管注意義務	84
	第3 本件の争点.....	86
	第2節 爭点に関する当事者及び東京電力の主張	89
10	第4章 当裁判所の判断.....	89
	第1節 認定事実等.....	89
	第1 原子力発電所に求められる安全の程度に関する知見ないし基準	90
	1 米国におけるリスク判断基準	90
	2 國際原子力機関（I A E A）における安全目標	90
15	3 原子力安全委員会の定めた安全目標案、性能目標案	90
	(1) 平成15年の安全目標案.....	91
	(2) 平成18年の性能目標案.....	91
	4 確定論的安全性評価における上記各性能目標等の位置付けについて ..	92
	第2 地震ないし津波等に関する知見等.....	93
20	1 地震等に関する一般的知見	93
	(1) プレートテクトニクス	93
	(2) 地震の定義等	95
	(3) 地震の発生様式等に関する知見	96
	(4) 地震の発生確率の算定方法	99
25	2 津波に関する一般的知見	100
	(1) 津波	100

	(2) 津波の規模	100
	(3) 津波が防波堤等を越流する能力	101
	3 地震学上のその他の知見	101
5	(1) 比較沈み込み学	101
	(2) 地震地体構造論	102
	(3) 固有地震モデル	105
	(4) 地震空白域の考え方	105
	第3 津波評価技術	105
10	1 津波評価技術の刊行に至る経緯	105
	2 津波評価技術の刊行	107
	3 津波評価技術で設定された波源	111
	4 津波評価技術の刊行までの議論の状況	112
	(1) 津波評価部会第1回部会（平成11年11月5日）	113
	(2) 津波評価部会第3回部会（平成12年3月3日）	113
15	(3) 津波評価部会第4回部会（平成12年5月19日）	114
	(4) 津波評価部会第5回部会（平成12年7月28日）	114
	(5) 津波評価部会第6回部会（平成12年11月3日）	115
	(6) 津波評価部会第7回部会（平成13年1月26日）	116
	第4 長期評価の見解及びこれに関連する事実	117
20	1 地震本部の任務等	117
	2 地震調査委員会	118
	3 長期評価部会	120
	4 海溝型分科会	120
	5 長期評価の公表	122
25	6 長期評価の策定までの議論の状況	124
	(1) 第8回海溝型分科会（平成13年12月7日）	125

	(2) 第61回長期評価部会（平成13年12月14日）	126
	(3) 第9回海溝型分科会（平成14年1月11日）	127
	(4) 第62回長期評価部会（平成14年1月16日）	128
	(5) 第10回海溝型分科会（平成14年2月6日）	128
5	(6) 第12回海溝型分科会（平成14年5月14日）	129
	(7) 第66回長期評価部会（平成14年5月22日）	132
	(8) 第13回海溝型分科会（平成14年6月18日）	132
	(9) 第67回長期評価部会（平成14年6月26日）	132
	(10) 第101回地震調査委員会（平成14年7月10日）	133
10	7 長期評価公表前後の状況	133
	(1) 長期評価公表前の内閣府からの申入れ	133
	(2) 長期評価公表後の大竹政和東北大学教授からの意見書送付	135
	8 地震本部による長期評価の信頼度公表	136
	9 長期評価の見解の公表に関連して発表された専門家の論文	137
15	(1) 阿部教授「津波地震とは何か－総論－」（要旨）	137
	(2) 松澤教授・内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（要旨）	138
	(3) 都司助教授「慶長16年（1611）三陸津波の特異性」（要旨）	138
20	10 長期評価に対する専門家の批判的見解	138
	(1) 津村氏（地震本部・地震調査委員会の元委員長、地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副主査主任研究員、理学博士）の意見書（要旨）	138
	(2) 今村教授（東北大学災害科学国際研究所所長・津波工学研究分野教授）の意見書（要旨）	139
25	(3) 谷岡教授（北海道大学地震火山研究観測センター長）の意見書（要	

旨)	139
(4) 松澤教授（東北大学大学院理学研究科・理学部教授・地震学）の意 見書（要旨）	140
11 長期評価の改訂等.....	140
5 (1) 平成21年改訂	140
(2) 平成23年の長期評価第2版の公表.....	140
12 長期評価の見解に対する各機関等の対応	141
(1) 中央防災会議	141
(2) 地方自治体	144
(3) 土木学会・津波評価部会の重み付けアンケート.....	146
10 第5 貞観津波に関する知見.....	149
15 1 貞観津波とは.....	149
2 地震本部による5か年調査の実施	149
3 5か年調査までに公表された貞観津波の研究成果	149
(1) 阿部壽ほか「仙台平野における貞観11年（869年）三陸津波の 痕跡高の推定」	150
(2) 箕浦幸治ほか「Traces of tsunami preserved in inter-tidal lacustrine and marsh deposits : some examples from northeast Japan」	150
(3) 羽鳥徳太郎「貞観11年（869年）宮城県多賀城津波の推定波源 域」	150
(4) 渡邊偉夫「伝承から地震・津波の実態をどこまで解明できるか—貞 観十一年（869年）の地震・津波を例として—」	150
4 5か年調査の成果報告.....	150
5 5か年調査開始後に公表された文献等	152
(1) 澤井祐紀ほか「仙台平野の堆積物に記録された歴史時代の巨大津波	

	— 1611年慶長津波と869年貞観津波の浸水域 —	152
(2)	宍倉正展ほか「石巻平野における津波堆積物の分布と年代」	152
(3)	澤井祐紀ほか「ハンディジオスライサーを用いた宮城県仙台平野 (仙台市・名取市・岩沼市・亘理町・山元町) における古津波痕跡調 査」	152
(4)	澤井祐紀ほか「ハンドコアラーを用いた宮城県仙台平野(仙台市・ 名取市・岩沼市・亘理町・山元町) における古津波痕跡調査」	153
6	佐竹論文(平成20年)の公表等	153
第6	東京電力における津波対策を巡る状況等(昭和41年～平成13年) 10	154
1	福島第一原発の設置許可における設計条件としての想定津波高	154
2	福島第一原発1号機海水系配管破断による屋内海水漏えい事故	155
3	資源エネルギー庁による津波安全性評価の指示	155
4	4省庁報告書と7省庁手引き	155
15	5 フランス・ルブレイエ原子力発電所事故	158
6	電事連の「津波に対するプラント概略影響評価」策定	159
7	台湾・馬鞍山原子力発電所の全交流電源喪失事故(SBO)	159
第7	東京電力における津波対策を巡る状況等(平成14年～平成18年8 月) 20	160
1	土木学会による津波評価技術の刊行	160
2	地震本部による長期評価の公表とこれに対する東京電力の対応	160
3	地震本部による長期評価の信頼度公表	163
4	土木学会・津波評価部会の重み付けアンケート実施	163
5	インド・スマトラ島沖地震の発生	163
25	6 溢水勉強会等	163
(1)	(1) 溢水勉強会開催の経緯	163

	(2) 第1回溢水勉強会	165
	(3) 想定外津波電力打合せ	166
	(4) 第3回溢水勉強会	167
	(5) 保安院及びJNESによる福島第一原発の現地視察	168
5	(6) 東京電力とJNESとの間の溢水勉強会の進め方の打ち合わせ..	169
	7 マイアミ論文.....	170
	第8 東京電力における津波対策を巡る状況等（平成18年9月～平成20年3月）	171
10	1 新耐震指針の策定及び耐震バックチェックの開始等	171
	2 新潟県中越沖地震の発生	174
	3 耐震バックチェックの津波評価に関する検討の開始等	175
	4 東電土木グループにおける長期評価の見解の取入れ方針等	176
	5 長期評価の見解に基づく津波の試算の委託等	179
	6 平成20年2月の耐震バックチェック説明会等	180
15	7 平成20年2月の御前会議	182
	(1) 平成20年2月の御前会議の開催.....	182
	(2) 東京電力における御前会議の位置付け等.....	182
	(3) 平成20年2月の御前会議における説明内容等.....	183
	(4) 上記(3)アの事実認定の補足説明.....	186
20	(5) 被告勝俣の入院	187
	8 東電土木グループのバックチェック対応方針の決定	187
	9 バックチェック中間報告、明治三陸試計算結果の速報受領等	191
	第9 東京電力における津波対策を巡る状況等（平成20年4月～同年12月）	199
25	1 明治三陸試計算結果の受領及び東電土木グループにおける検討等 ..	199
	2 被告武藤に対する明治三陸試計算等の説明（20年6月10日会議）	

	202
	(1) 20年6月10日会議の実施	203
	(2) 20年6月10日会議の進行の概要	203
	(3) 20年6月10日会議において被告武藤に示された資料等の内容	204
5	(4) 20年6月10日会議において東電土木グループが行った説明等	206
	(5) 上記(4)の事実認定の補足説明	208
	3 20年6月10日会議後の東電土木グループの対応等	211
	4 被告武藤による長期評価の見解への対応方針決定（武藤決定）	214
10	(1) 20年7月31日会議の実施	214
	(2) 20年7月31日会議において東電土木調査グループが行った説明	215
	(3) 武藤決定	216
	5 武藤決定を受けた東電土木調査グループの対応等	218
	6 延宝房総沖地震を参考にした津波の試計算の結果受領等	223
15	7 原子力安全基盤機構（J N E S）による「地震に係る確率論的安全評価手法の改良=BWRの事故シーケンスの試解析」	224
	8 福島第一原発における平成20年9月の耐震バックチェック説明会	225
	9 長期評価の見解等に関する土木学会等への研究委託等	226
	10 武藤決定に係る方針の土木学会・津波評価部会委員への意見聴取等	227
20	(1) 首藤教授（津波工学、土木学会・津波評価部会主査）	227
	(2) 佐竹教授（地震学、土木学会・津波評価部会委員）	227
	(3) 高橋准教授（津波工学、土木学会・津波評価部会委員）	228
	(4) 今村教授（津波工学、土木学会・津波評価部会委員）	228
	11 貞観津波の試算結果の受領、津波対策工の検討状況	229
	12 長期評価の見解に係る方針の阿部教授への説明等	233
25	第10 東京電力における津波対策を巡る状況（平成21年1月～同年12月）	

	235
1	津波評価技術に基づく想定津波の再評価等	235
2	21年2月11日御前会議	235
5	(1) 21年2月11日御前会議の開催.....	235
	(2) 21年2月11日御前会議の配布資料.....	235
	(3) 吉田発言及びこれを巡るやり取り.....	236
3	「確率論的津波ハザード解析の方法」の取りまとめ	239
4	被告武黒及び被告武藤に対する津波対策の検討状況の説明等	239
10	(1) 被告武藤に対する津波対策の検討状況の説明.....	239
	(2) 被告武黒に対する貞観津波等の説明.....	240
5	長期評価の見解を踏まえた波源等に係る土木学会への研究委託	240
6	第32回合同WG（平成21年6月24日開催）	240
7	平成21年6月28日の御前会議	242
8	東京電力における津波対策工の検討の遅れ	242
15	9 第33回合同WG（平成21年7月13日開催）	243
10	10 保安院によるバックチェック中間報告の妥当性確認	244
11	11 保安院の東京電力に対する貞観試計算結果の報告要求	245
12	12 平成21年9月6日の御前会議	247
13	13 東京電力の保安院に対する貞観試計算結果の報告	247
20	14 津波対策に対する被告武藤への報告状況	248
15	15 福島第一原発に関する津波ハザード評価の委託	248
16	16 土木学会・津波評価部会における長期評価の見解を踏まえた波源等の検討の開始.....	248
17	17 東京電力による津波堆積物調査	249
25	第11 東京電力における津波対策を巡る状況（平成22年1月～平成23年3月）	250

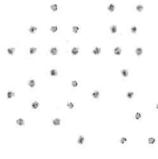
	被告小森の取締役就任.....	250
	福島地点津波対策ワーキングの設置等	250
	平成22年度第2回津波評価部会（同年12月7日開催）	252
	第3回、第4回福島地点津波対策ワーキング	253
5	(1) 第3回福島地点津波対策ワーキング（平成23年1月13日開催）	253
	(2) 第4回福島地点津波対策ワーキング（平成23年2月14日） ..	254
	東京電力と保安院との長期評価の改訂の情報に関する打合せ	255
	平成22年度第3回津波評価部会（平成23年3月2日開催） ..	255
10	文部科学省と東京電力ら原子力事業者との情報交換会	256
	保安院による東京電力へのヒアリング	256
	本件事故の発生.....	258
	(1) 本件津波の襲来	258
	(2) 1号機における本件事故の状況.....	259
15	(3) 2号機における本件事故の状況.....	260
	(4) 3号機における本件事故の状況.....	260
	(5) 本件津波の襲来により4号機で生じた状況.....	261
	(6) 本件津波の襲来により5号機及び6号機で生じた状況.....	261
	第2節 予見可能性の有無について（争点1）	262
20	第1 予見対象津波の程度について（争点1の1）	262
	第2 長期評価の見解及び明治三陸試計算結果の信頼性について（争点1の2）	267
	1 はじめに.....	267
	2 知見に求められる信頼性の程度	268
25	3 長期評価の見解の信頼性について	272
	(1) 長期評価の見解の取りまとめ主体である地震本部について.....	272

	(2) 地震本部における議論の過程について	274
	(3) 小括	282
	4 被告ら及び東京電力の主張の検討	282
	(1) 地震学における有力な異論の存在について	283
5	(2) 津波評価技術の存在について	285
	(3) 地震本部自らが長期評価の見解の信頼度をCとしたことについて	289
	(4) 地震研究者等からの批判等があったことについて	290
	(5) 長期評価の見解が、中央防災会議専門調査会の報告や、地方公共団体の防災対策にも取り込まれなかったことについて	296
10	(6) 保安院も長期評価の見解を安全審査に反映させる必要性を認めていなかったとの主張について	297
	(7) 長期評価の見解が J N E Sによる女川原発のクロスチェックに取り込まれなかったことについて	301
	(8) 被告ら及び東京電力の主張の検討の小括	302
15	5 長期評価の見解の信頼性の小括	302
	6 明治三陸試計算結果の信頼性について	302
	第3 延宝房総沖試計算結果の信頼性について（争点1の2）	303
	第4 貞観津波に係る貞観試計算結果の信頼性について（争点1の2） ..	305
	第5 予見可能性の小括	309
20	第3節 任務懈怠の有無について（争点2）	309
	第1 はじめに	309
	第2 任務懈怠（善管注意義務違反）の判断枠組み等	310
	1 長期評価の見解及び明治三陸試計算結果の認識の位置付けについて	310
	2 被告らの善管注意義務違反の判断枠組み等について	312
25	第3 被告武藤の任務懈怠（善管注意義務違反）の有無について	314
	1 被告武藤の取締役としての職務について	314

2	被告武藤の取締役としての善管注意義務違反の有無について	314
第4	被告武黒の任務懈怠（善管注意義務違反）の有無について	336
1	被告武黒の取締役としての職務について	336
2	被告武黒の取締役としての善管注意義務違反の有無について	337
5	被告小森の任務懈怠（善管注意義務違反）の有無について	342
1	被告小森の取締役としての職務について	342
2	被告小森の取締役としての善管注意義務違反の有無について	342
第6	被告勝俣及び被告清水の任務懈怠（善管注意義務違反）の有無について	346
10	1 被告勝俣の取締役としての職務について	346
	2 被告清水の取締役としての職務について	349
	3 被告勝俣及び被告清水の取締役としての善管注意義務違反の有無について	349
第7	任務懈怠の有無の小括	356
15	第4節 任務懈怠と本件事故発生との因果関係の有無について（争点4） ..	358
	第1 任務懈怠と本件事故発生との因果関係の判断枠組みについて	358
	第2 認定事実	361
	1 本件津波による福島第一原発の主要建屋等の損傷状況、浸水深	361
	(1) 浸水深	361
20	(2) 主要建屋の損傷状況、浸水箇所	361
	2 本件津波による福島第一原発の主要建屋等への浸水経路等	362
	(1) 1号機	362
	(2) 2号機	365
	(3) 共用プール建屋	368
25	(4) メタクラ2SA建屋	369
	(5) 3号機及び4号機	370

3	明治三陸試計算結果の津波による福島第一原発の10m盤上の浸水深	372
4	本件事故後、柏崎刈羽原発で実施された津波対策	373
5	原子炉設置変更許可が必要な措置	376
6	福島県等との協定書	378
第3	本件原告らの主張する各措置が、着想して実施することを期待し得たものであったか否かについて	378
1	ドライサイトコンセプト以外の措置の発想可能性について	379
2	主要建屋及び重要機器室の水密化の措置について	382
3	非常用電源設備の高所設置について	384
4	可搬式機材の高所配備等について	386
5	小括	387
第4	本件原告らの主張する各措置が講じられていたとすれば本件事故の発生の防止に奏功したか否かについて	388
第5	本件水密化措置が、被告らの任務懈怠の時点から本件津波の襲来時までに講ずることが時間的に可能であったか否かについて	395
1	福島第一原発の建屋等の水密化に要する期間について	395
(1)	本件水密化措置のための手続に要する期間について	395
(2)	本件水密化措置の計画・設計及び工事の完了までに要する期間について	399
(3)	小括	399
2	本件水密化措置に要する期間に係る被告ら及び東京電力の主張について	399
3	小括	402
第6	任務懈怠と本件事故発生との因果関係（本件事故の回避可能性）の小括	404

第 5 節	損害の有無及びその額について（争点 5）	405
第 1	認定事実	405
第 2	検討	408
第 3	損害についての小括	412
5	第 6 節 結論	412
	(別紙 当事者目録)	414
	(別紙 略語・用語一覧表)	421
	(別紙 1) 福島第一原子力発電所 配置図	434
	(別紙 2-1) 福島第一原子力発電所 1号機から 4号機 配置図	435
10	(別紙 2-2) 福島第一原子力発電所 5号機及び 6号機 配置図	436
	(別紙 3) 1号機の炉心を冷やす設備の一覧表	437
	(別紙 4) 2号機の炉心を冷やす設備の一覧表	438
	(別紙 5) 3号機の炉心を冷やす設備の一覧表	439
	(別紙 6) 非常用D/G、M/C、P/Cの被害状況	440
15	(別紙 7-1) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（1号機）	442
	(別紙 7-2-1) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（2号機①）	443
	(別紙 7-2-2) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（2号機②）	444
	(別紙 7-3) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（3号機）	445
	(別紙 7-4-1) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（4号機①）	446
20	(別紙 7-4-2) 非常用D/G、M/C及びP/Cの設置場所（4号機②）	447
	(別紙 8) 福島第一原子力発電所における津波の調査結果(浸水高、浸水深及び浸 水域)	448
	(別紙 9) 津波評価技術において、日本海溝沿い及び千島海溝（南部）沿いにおけ る想定津波の波源位置が設定された領域	449
25	(別紙 10) 第2節 争点に関する当事者及び東京電力の主張	450



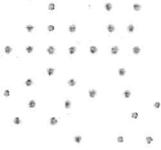
係る任務懈怠があつた旨を主張する。

第2 被告らが東京電力に負う取締役としての善管注意義務

1 本件では、被告らが福島第一原発の津波に対する安全対策を速やかに講ずる
よう指示等をすべき善管注意義務の存否が問題となっていることから、判断の
前提として、被告らが福島第一原発の安全性確保について東京電力に対して負
う取締役としての善管注意義務について整理しておくこととする。

2 (1) 原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環
境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電
所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質
により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全
体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社
会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そ
のものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、
運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過
酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうを
またない（最高裁昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第一小
法廷判決・民集46巻7号1174頁参照）。

(2) 法令の定めを見ても、原子力災害対策特別措置法は、原子力事業者には、
同法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措
置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる
責務がある旨を定める（3条）。そして、炉規法が、原子炉による災害を防
止し、公共の安全を図るために、原子炉の設置及び運転等に関する必要な規
制等を行うことを目的としており（1条）、原子炉の設置許可に当たっては
原子炉施設の位置、構造及び設備が原子炉による災害の防止上支障がないも
のであることが必要とされ（24条1項4号）、原子炉設置者等について、



主務省令で定めるところにより、原子炉施設（原子炉及びその附属設備をいう。）の保全、原子炉の運転等について、保安のために必要な措置を講じなければならないとしているほか（35条1項）、電気事業法39条1項が、事業用電気工作物を設置する者に対し、技術基準適合維持義務を定め、これを受けた省令62号4条1項が、技術基準として、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と定めていたことに照らせば、これら法令が、原子炉施設を設置する者において、原子炉施設の安全性を確保すべき一次的責任を負うことを前提とするものであることは明らかである。また、原賠法が、原子炉の運転等によって発生した原子力損害については、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者が無過失責任を負うことを定めるのも、原子力事業者に原子炉施設の安全性を確保すべき一次的責任があることを当然の前提とするものということができる。

(3) そうすると、原子炉施設である原子力発電所を設置、運転する会社は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波（予見可能性のある津波）により原子力発電所の安全性が損なわれ、炉心損傷ないし炉心溶融に至り、これにより周辺環境に対する放射性物質の大量放出という過酷事故が発生するおそれがある場合には、周辺住民その他の過酷事故によって生命、身体及び財産等に被害を受け得る者に対し、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずべき義務を負うことは明らかであり、その取締役は、会社が上記措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負うというべきである。

3 また、原子力発電所において炉心損傷ないし炉心溶融に至り、これにより周



辺環境に対する放射性物質の大量放出という過酷事故が生じた場合には、原賠法により原子力損害に係る無過失の賠償責任を負う原子力事業者は、莫大な賠償責任等を負い、その存続の危機に陥ることになるから、原子力事業を営む会社の取締役は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波（予見可能性のある津波）により過酷事故が発生するおそれがある場合には、会社にそのような賠償責任等を負わせないよう、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う。

4 以上によれば、原子力事業者である東京電力の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見に基づく予見対象津波により福島第一原発の安全性が損なわれ、これにより周辺環境に放射性物質が大量放出される過酷事故が発生するおそれがあることを認識し、又は認識し得た場合において、当該予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったと評価できるときには、当該不作為が会社に向けられた具体的な法令の違反に該当するか否かを問うまでもなく、東京電力に対し、取締役としての善管注意義務に違反する任務懈怠があったものと認められるということになる。

第3 本件の争点

1 争点1として、東京電力の取締役に津波に対する安全対策の実施義務を生じさせるような過酷事故発生の予見可能性があつたか否かが問題となる（予見可能性の有無）。

(1) 本件原告らは、福島第一原発の主要建屋が存する10m盤を少しでも超える津波の襲来の予見可能性があれば、福島第一原発に過酷事故という結果が生じることの予見可能性があるといえる旨を主張する。これに対し、被告ら及び東京電力は、福島第一原発において10m盤を少し超える津波が襲来しただけでは、直ちに主要建屋に浸水して非常用ディーゼル発電機（非常用D/G）、高圧電源盤（M/C）及びパワーセンター（P/C）（これらを、

いことに加え、同法附則6条2項が、本件事故「に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」と定めることをも考慮すれば、被告らが、東京電力に対し、取締役としての任務懈怠に基づく巨額の損害賠償金を支払った場合において、東京電力がそのままこれを保持し、利得することとなるような事態が生ずるとはおよそ考え難いといるべきである。

(4) したがって、これまでの東京電力による被災者への損害賠償の支払及び除染・中間貯蔵施設費用相当分の支払が機構の資金交付に基づきなされた事実をもって、東京電力にとって、被告らの任務懈怠によって生じた損害の填補があったものと評価することはできず、被告らと東京電力との間において、公平の観点から、損益相殺的な調整を図る必要があるということもできないから、これらの事実を本件の損害額において考慮することは相当ではない。

第3 損害についての小括

以上によれば、本件損害の額は、廃炉・汚染水対策費用に係る損害金1兆6150億円、被災者に対する損害賠償費用7兆0834億円及び、除染・中間貯蔵対策費用4兆6226億円の合計13兆3210億円と認められる。

第6節 結論

よって、本件原告らの請求は、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対し、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帶して東京電力に支払うよう求める限度で理由があるから、その限度で認容することとし、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求は理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。



東京地方裁判所民事第8部

裁判長 裁判官

朝倉佳秀



5

裁判官

丹下将亮



10

裁判官

川村久美子

